

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年10月10日)

[件名]

- 1 第1回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の見直し検討委員会の開催について (危機管理政策課) … 1
- 2 「とっとり防災フェスタ2012」の開催について (危機対策・情報課) … 9
- 3 平成24年度鳥取県原子力防災訓練(人形峠)の開催結果について (危機対策・情報課) … 13

危機管理局

第1回鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の見直し検討委員会の開催について

平成24年10月10日
危機管理政策課

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例は、平成21年7月3日に制定され、条例制定以降、本県では大雨や豪雪、全国的には東日本大震災という未曾有の災害を経験し、県としても、これらの知見を踏まえ、新たな対策へ取り組んでいるところ。

このような状況の中、条例の見直し期間として定める3年を迎え、今年度、条例制定から3年間の災害に対する新たな経験を踏まえて、諸施策の効果等を検証の上、必要な措置を検討するため、当条例の見直しを行う検討委員会を開催します。

記

1 日時 平成24年10月22日(月) 午後3時から5時

2 場所 鳥取県災害対策本部室(鳥取県庁第二庁舎3階)

3 検討委員会委員

検討委員会では、条例制定から3年間の進捗状況を検証することもあり、委員は前回はベースに構成。

【委員構成】

※ゴシックが前回と同委員

	役 職	氏 名	備 考
1	放送大学鳥取学習センター所長	西田 良平	学識
2	弁護士	井木 博子	学識
3	鳥取県消防協会会長(琴浦町消防団長)	門脇 正人	消防団
4	鳥取市若葉台地区自主防災会連絡協議会会長	山田 義則	自主防
5	鳥取県女性防火防災連絡協議会会長	樋口 春子	女性防災
6	日野ボランティア・ネットワーク事務局	山下 弘彦	ボランティア
7	鳥取県看護協会災害看護委員会委員	安藤 そのみ	看護
8	高齢社会をよくする会ネットワーク in とっとり会長	竹森 民枝	高齢者
9	鳥取県民生児童委員協議会理事	廣田 富子	要援護者
10	鳥取県厚生事業団障害者支援センター相談員	筏津 洋一	福祉施設
11	いんしゅう鹿野まちづくり協議会会長	佐々木千代子	女性の視点 中山間地域
12	米子青年会議所理事長	中井 真太	青年の視点 次世代リーダー
13	鳥取市総務部防災調整監	堀 哲男	市
14	日吉津村総務課長	高森 彰	町村

(女性比率42%)

4 当日の議事(予定)

- (1) 会長の互選について
- (2) 検討スケジュールについて
- (3) 条例の見直しについて
 - ・現行条例の課題・問題点等の意見交換
 - ・見直し方針案の検討

【参考】

1 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例案の概要

(1) 条例制定のねらい

- ・災害・危機から県民の生命、身体、財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会の実現

(2) 防災・危機管理の基本的考え方を定める

- ・「自助」「共助」「公助」の総合的推進
- ・被害の軽減に向けた対策の積み重ね
- ・リスク情報の交換・共有

(3) 役割を明確にする

- ・県民、事業者、市町村、県、国がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携

(4) 防災・危機管理対策として重点的に実施する施策

① 県民の防災・危機管理活動を促進する

- ・災害・危機に関する情報提供や防災教育
- ・自主防災組織、防災ボランティア活動の活性化

② 災害・危機に強いまちづくりを進める

- ・防災のための施設の計画的な整備
- ・建築物、避難所の耐震改修の促進

③ 高齢者、障がい者など災害時要援護者を助ける

- ・関係者の協力による避難体制の整備
- ・関係者間での個人情報共有と守秘義務

④ 関係者相互の連携を図る

- ・防災業務の大綱を定める県地域防災計画等に県民の意見を反映
- ・関係者による協議の場を設けて協働を推進
- ・復興を円滑に進めるために手順を事前に準備

2 条例見直しスケジュール案

4月～○現状把握、条例改正に向けた課題整理 等

9月 ○関係部局、市町村等への条例改正意見照会
○県民への電子アンケート実施

10月 ○第1回検討委員会

11月 ○第2回検討委員会

12月 ○第3回検討委員会

1月 ○パブリックコメント実施

2月 ○パブリックコメントの公表

○第4回検討委員会

○条例改正案最終案起案決裁

○県議会への提案・審議

3月 —

4月 ○改正条例公布・施行

※ 国の災害対策基本法見直しの動き等により、変更する場合がある。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 県民活動の促進（第10条－第15条）

第3章 災害又は危機に強いまちづくり（第16条－第20条）

第4章 災害時要援護者に係る対策（第21条－第23条）

第5章 関係者相互の連携（第24条－第28条）

第6章 雑則（第29条－第31条）

附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であつて、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。
- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体（これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。）をいう。

(6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。

(7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

(基本的な考え方)

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

(1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。）、共助（住民が互いに助け合っ
てその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身
体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）の取組を総合的に推進すること。

(2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被
害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対
策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

(3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性
に関する情報を交換し、及び共有すること。

(県民の責務)

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活
動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うととも
に、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進
するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に
協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うととも
に、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策
基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及
び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護
法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっと
り、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機
管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整
備を図るものとする。

3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携する
ものとする。

(県の責務)

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計
画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる
防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活
動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うもの
とする。

3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。

4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(情報の提供)

第10条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

2 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

4 知事は、消防職員（消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。）及び消防団員（同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。）の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

2 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 ライフライン事業者(電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第3章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)の促進を図るものとする。

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
- (3) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
- (4) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
- (5) 第30条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第26条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を求める事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第27条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

第6章 雑則

(復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項

- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項（地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。）について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

(危機管理対策本部)

第31条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に規定する県災害対策本部又は国民保護法第27条第1項（国民保護法第183条において準用する場合を含む。）に規定する県国民保護対策本部若しくは県緊急対処事態対策本部を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

- 2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。
- 4 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 副知事
 - (2) 県教育委員会の教育長
 - (3) 警察本部長
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者
- 5 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。
- 6 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、危機管理対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「とっとり防災フェスタ2012」の開催について

平成24年10月10日
危機対策・情報課

東日本大震災を踏まえた西部市町村沿岸地域住民の津波避難訓練、地震・津波被害を踏まえた実践的な防災関係機関の訓練及び県民の皆様に直接参加・体験していただく要素を盛り込んだ「とっとり防災フェスタ2012」を下記のとおり開催します。

1. 目的

県民の防災等に関する意識の向上及び関係機関・団体相互の連携強化等を図る。

2. 主催

「とっとり防災フェスタ2012」実行委員会

(県、市町村、防災関係機関、各種団体・機関等で構成。事務局：鳥取県危機管理局)

3. 日時

平成24年10月28日(日) 10:00～15:00

※津波避難訓練については9:00～12:30の間に各市町村が実施

4. 場所

主会場：夢みなとタワー付近の特設会場(境港市竹ノ内団地)

津波避難訓練：米子市、境港市、日吉津村及び大山町内等

5. 参加機関

鳥取県、西部地区市町村、指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、防災協定締結企業団体等、その他防災関係機関等、岡山県、徳島県、その他出展団体等

(約60機関・団体)

6. 内容

(1) 総合防災訓練

ア 陸上部隊(消防・警察・自衛隊・鳥取DMAT・JAF等)による訓練

○倒壊家屋・車両等からの救急救助訓練等

イ 航空部隊による訓練

○鳥取DMAT搬送訓練(鳥取県へリ)

○航空機を活用した津波警戒及び津波情報伝達訓練(鳥取県へリ、海上保安庁へリ)

ウ 水上部隊の訓練

○海上保安庁の巡視艇及びへリ並びに岡山県へリによる水難救助訓練

○巡視艇への着船訓練(海上保安庁へリ・鳥取県へリ)

エ 津波避難訓練

○新たな津波被害想定に基づき、米子市、境港市、大山町、日吉津村の各地区で住民避難訓練及び避難所運営訓練等を実施。

○津波被害沿岸地区への避難所運営支援及び情報伝達訓練等(伯耆町・江府町・南部町・日南町・日野町)

オ 広域連携訓練

○岡山県、徳島県から現地連絡員の派遣により住民避難訓練の評価を実施

(2) 防災関係機関等のブース出展、資機材・車両等の展示等

防災関係機関等がブース出展し、各機関の活動PR、防災関係車両・資機材などの展示や来場者体験ができる催しなどを行う。

特設コーナーとして災害時要援護者疑似体験による災害体験コーナーを設置。

(3) 炊き出し配布、地元の食・物産品販売

自衛隊(カレー)、徳島県(なっとくしま号:そば米汁)などの炊き出し配布

地元の食材を使ったハンバーガーやヤキソバなど飲食販売、特産品等の販売

(4) 防災写真展示

過去に発生した災害の記録や関係機関の活動、防災に関する知識や普及啓発を図るため、防災写真展示を行う。(平成24年10月19日~28日)

〔場所〕 夢みなとタワー 多目的ホール

(5) その他

主会場ステージにて、開会式において地元幼稚園の鼓笛隊演奏、県警察音楽隊の演奏、地元団体等による太鼓や音楽演奏、自主防災組織等知事表彰、国際まんが博のPR(バードプリンセス)などを実施。

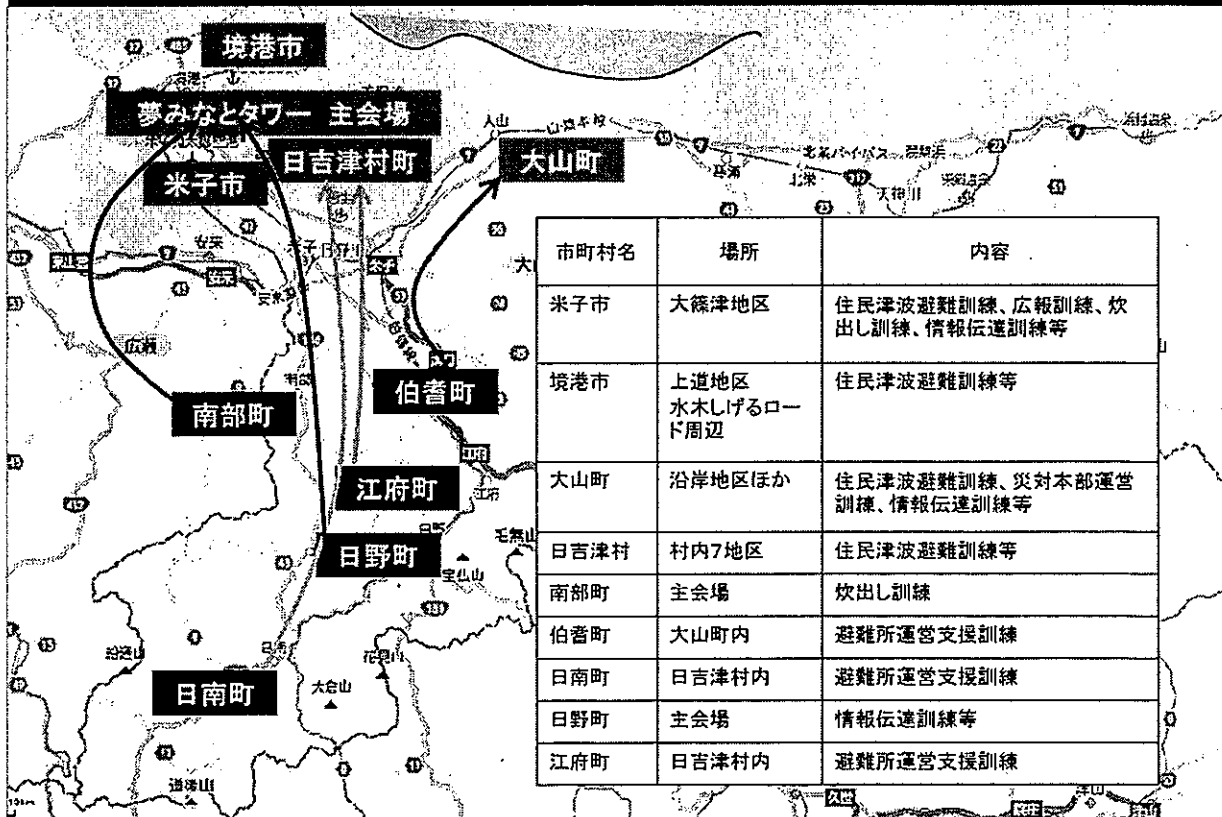
全体スケジュール(案)

ステージ	訓練エリア	展示・体験エリア 食・物販エリア	津波避難訓練	防災写真展示
10:00 オープニング ○聖心幼稚園の鼓笛隊演奏 ○知事あいさつ ○境港市長あいさつ 10:30 まんが博PR 11:00 東日本大震災復興支援ソング 12:00 自主防表彰 12:30 警察音楽隊演奏 13:40 太鼓演奏 14:10 地元団体演奏 14:45 フィナーレ ○自治会長あいさつ 15:00 閉会	■地上訓練(救助救急訓練) 9:30~14:30 ○埋没救出(狭隘空間進入訓練等) ○耐火建物救出(コンクリート破壊救出等) ○車両救出(重量物移動・切断救出等) ○孤立者救助(ロープレスキュー等) ■ヘリコプター訓練 10:50~11:20 岡山県ヘリ 11:30~11:50 海保ヘリ 11:50~12:05 鳥取県ヘリ	7:30~10:00 準備 10:00 出展開始 ○各ブース展示・体験 ○炊出し ○食・物販ブース ○スタンプラリー ○特設コーナーで災害時要援護者疑似体験(13:00~15:00) 15:00 終了・撤収	西部各市町村で訓練開始9:00~ 訓練終了(最終12:30)	10月19日~28日 17時まで (夢みなとタワー内)

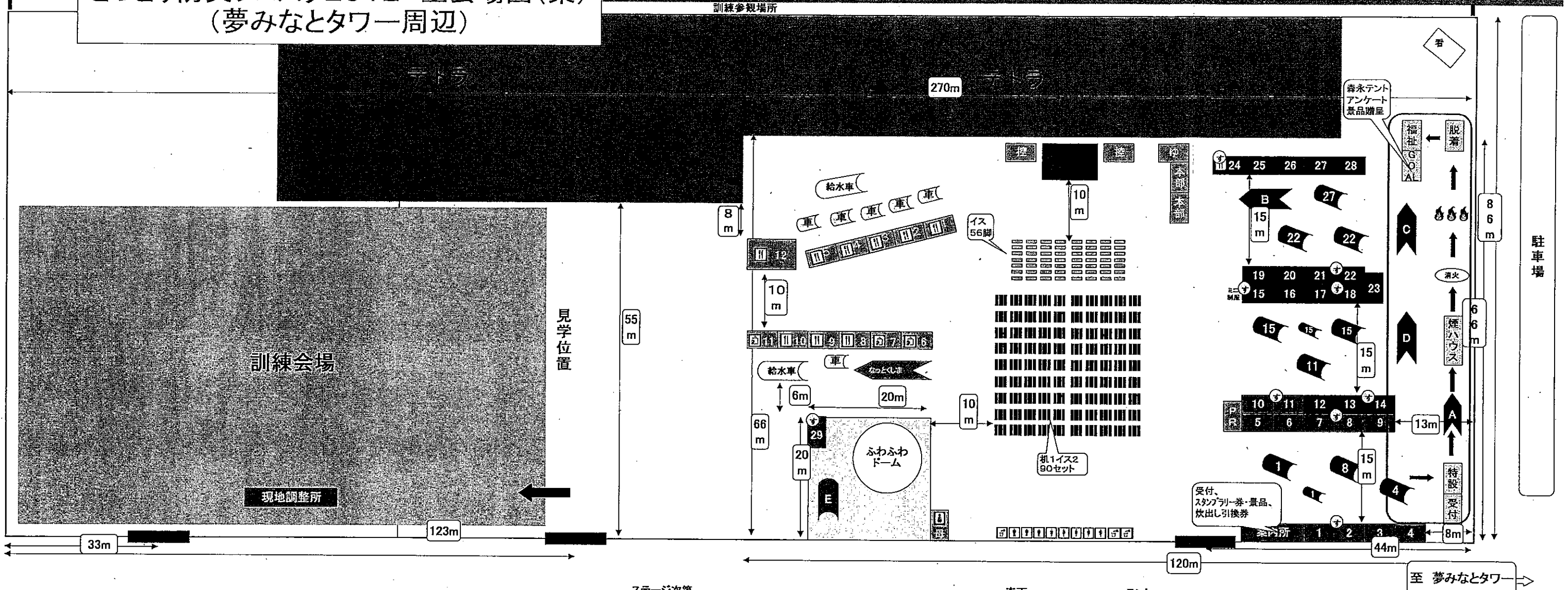
フェスタ主会場



津波避難 (支援) 訓練会場



とっとり防災フェスタ2012 主会場図(案)
(夢みなとタワー周辺)



□ 訓練場 □ 体験/展示 (H)

ステージ次第

時間	区分	内容
10:50 ~		開会アナウンス
10:50 ~ 10:15 15分		親心幼稚園の献舞演奏・カラーガード演技
10:15 ~ 10:20 5分	オープニング	副知事あいさつ
10:20 ~ 10:25 5分		境港市長あいさつ
10:25 ~ 10:25 5分		オープニングアナウンス
10:25 ~ 10:30 5分	プログラム紹介	
10:30 ~ 11:00 30分	まんが王国PR	パードプリンセスショー
11:00 ~ 11:20 30分	東日本大震災復興支援ソング	「笑顔の花」ほかの歌壇ご当地作曲家(歌手)石田光輝氏
11:55 ~ 12:00 5分	警察音楽隊のオープニング演奏	
12:30 ~ 12:30 30分	自主防災組織等知事表彰	
12:30 ~ 13:10 40分	警察音楽隊の演奏	
13:10 ~ 13:50 20分	片付け・休憩・準備	
13:50 ~ 14:10 20分	地元団体ジャズ演奏	大黒堂
14:10 ~ 14:20 10分	片付け・準備	
14:20 ~ 14:40 20分	本競演奏	「境港大漁太鼓舞神会」
14:40 ~ 14:45 5分	片付け	
14:45 ~		フェアアナウンス ゆるキャラ集合
14:55 ~	フィナーレ	自治会長あいさつ
15:00 ~		閉会アナウンス

車両

- 1 鳥取県警パトカー
- 1 鳥取県警白バイ
- 4 排水ポンプ
- 8 小型消防車
- 11 DoCoMo基地局車
- 15 自衛隊車両
- 15 自衛隊車両
- 15 自衛隊車両
- 22 NTT 衛星車
- 22 NTT 電源車
- 27 日赤 展示献血車
- A 起震車
- B 衝突体験トラック
- C はしご付消防車
- D 科学消防車
- E 高所作業車試乗
- 水 給水車
- 水 給水車

食・物販のテント

- (株) カツキ
- 鳥取地産会
- (有) ウイング
- クレーエ宅配サービス
- 境港ベニガニ有志の会
- 境港市海産物
- おさかなセンター
- おた農園 餅つき
- 南部町炊出し
- 南部町特産品
- 南部町特産品
- 自衛隊炊出し
- なっとくしま号

テント

- 1 鳥取県警 災害派遣部隊活動状況の展示など
- 2 鳥取県消防協会 パネル展示・子供への防災指導
- 3 河川課 水防関係展示、ロープワーク教室
- 4 日野川河川事務所 災害対策用機械の紹介とパネル展示
- 5 消費生活センター 消費生活トラブルパネル展示
- 6 消費生活センター 消費生活トラブルパネル展示
- 7 消防設備保守協会 住宅用防災用品の展示
- 8 吉谷機械製作所 防災用品の展示
- 9 鳥取地方気象台 気象関係展示、緊急地震速報の訓練
- 10 移動無線センター MCA無線機の展示及びデモ
- 11 DoCoMo エリアメール災害用キットなどの展示
- 12 山砂防護 緊急避難、避難ヘリコプター有償体験、がけ崩れ観望所
- 13 鳥取県技術士会 防災パネル展示・クイズ・化学実験
- 14 鳥取県生協 東日本大震災取組展示、お子様クイズ
- 15 自衛隊 災害派遣用装備品等の体験操作
- 16 自衛隊 陸海空自ミニ制服試着
- 17 海上保安庁 業務紹介コーナー、ミニ制服試着
- 18 海上保安庁 海難アイテムの展示、グッズの販売
- 19 鳥取大学 河川災害、地震波の伝搬の模型展示
- 20 鳥取大学 津波発生機の模型展示、パネル展示
- 21 鳥取大学 放射性物質飛散シュミレーション
- 22 NTT 災害伝言ダイヤル「171」の体験
- 23 山陰放送(BSS) 可搬型災害用臨時放送システム体験
- 24 エルピーガス協会 センサーコンロ実演、展示
- 25 日本防災士会鳥取県支部 模擬救出訓練及び防災OXクイズ
- 26 日本赤十字 赤十字救急法体験コーナー
- 27 日本赤十字 ちびっこ消防服
- 28 西部消防局 ちびっこ消防服
- 29 中国電力 災害復旧に関するパネル展示

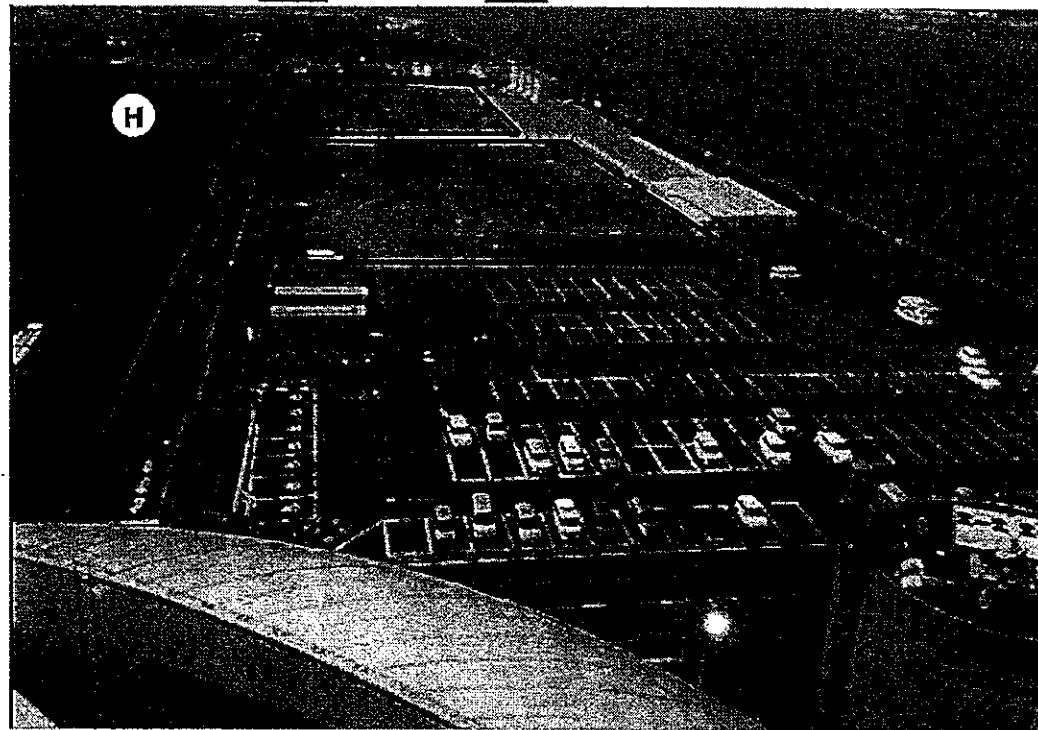
④ スタンプラリー実施企業

特設 順序

- 1 受付・疑似体験テント
- 2 起震車
- 3 煙ハウス
- 4 消火器体験
- 5 のまで走って消火
- 6 疑似体験セット脱着
- 7 アンケート、景品

その他 テント

- 特 疑似体験受付
- 脱 体験GOAL 森永農産
- 福 あいサポート
- G 体験GOAL 森永農産
- 本 本部
- ス ステージ控え
- ゆる きやら控え室
- マ マザーズコーナー
- ま まんが博&全国植樹



平成24年10月10日
危機対策・情報課

独立行政法人日本原子力開発機構人形峠環境技術センターにおける原子力事故・トラブル発生時の対処能力向上を図るため鳥取県、岡山県等合同による情報収集・伝達等の訓練を実施しました。

記

- 1 日時 10月4日（木）午前8時30分から午後4時
- 2 場所 岡山県鏡野町 「上斎原オフサイトセンター」
三朝町大瀬 「三朝町総合文化ホール」 等
- 3 参加機関
原子力規制委員会原子力規制庁上斎原原子力規制事務所・陸上自衛隊第13特科隊・岡山県・鳥取県・岡山県美作県民局・鳥取県中部総合事務所・岡山県警察・鳥取県警察・鏡野町・三朝町・津山圏域消防組合・鳥取中部ふるさと広域連合消防局・津山中央病院・独立行政法人原子力安全基盤機構・独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター・公益財団法人原子力安全技術センター
- 4 訓練内容（鳥取県側の訓練を中心に記載）
※訓練日程及び事故の想定等は別紙参照。
 - (1) 情報伝達訓練
事業者から事故通報があった際の情報伝達手順の確認。
 - (2) 参集、運営訓練
・上斎原オフサイトセンターへ要員参集（鳥取県庁、中部総合事務所、三朝町、警察、消防）。
・派遣要員による同センター運営訓練。
※上斎原オフサイトセンター：原子力災害発生時に国、地方公共団体、人形峠環境技術センター及び専門家などの関係者が一堂に会して情報を共有し、周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援を検討する拠点となる施設。
 - (3) 消防・警察による負傷者救出・除染等実働訓練
三朝町総合文化ホールを人形峠環境技術センターと想定した中部消防局、鳥取県警察による負傷者救出、除染・搬送訓練。
- 5 三朝町独自訓練
 - (1) スクリーニング除染訓練
同町職員によるスクリーニング除染訓練。
 - (2) 小学生を対象とした原子力研修
同町内小学生（5年生）を対象とした原子力研修。
その後、移動式放射能測定車（ホールボディーカウンター）等の見学。
- 6 訓練成果
 - (1) オフサイトセンター活動訓練
ブラインド訓練方式を一部取り入れ、より実践的な訓練を通じた機能班要員の能力の向上を図った。
 - (2) 消防・警察による合同訓練
両機関合同による実働訓練（平成24年度以来の実施）により、県を含めた各機関の対処能力の向上を図った。
 - (3) 三朝町独自訓練
・スクリーニング・除染訓練により職員の対応能力の向上を図った。
・小学5年生を対象に、移動式放射能測定車（ホールボディーカウンター）の展示や人形峠環境技術センター職員を講師として、人形峠のウラン採鉱の歴史・放射線等について研修を行い、理解を深めた。

別紙

鳥取県原子力防災訓練（人形峠）日程等

- 1 日時
平成 24 年 10 月 4 日（木） 午前 8 時 30 分～午後 4 時
- 2 場所
上斎原オフサイトセンター、鳥取県庁、三朝町役場、三朝町総合文化ホール
- 3 参加機関
鳥取県庁、中部総合事務所、三朝町、中部消防、鳥取県警察、など
- 4 事故想定
ウラン濃縮原型プラント（加工施設）において、均質処理設備運転中に配管が破損し、UF₆（六フッ化ウラン）が漏えいする。また、排気フィルター破損によりUF₆の放出量が増大し施設外に放出され、作業員 3 人が負傷した。また、空気中の水分と化学反応しフッ化水素が発生する。
※このような事象が起こらないよう、事業者は設備点検や安全機能の維持、設備の運転管理につとめていますが、想定外の事象があったとして、このように設定。
- 5 日程等

時間	場所	項目	内容	実施機関
8:30～ 9:00	各参加機関事務所 （鳥取県庁、三朝町役場等）	・事故通報受信	・人形峠環境技術センターからの事故通報受信。	各参加機関
9:00～ 16:00	上斎原オフサイトセンター	・参集訓練 ・運営訓練	・各参加機関は派遣要員をオフサイトセンターに派遣。 ・派遣要員は順次上斎原オフサイトセンターに向かい、同センター到着後機能班別に分かれて運営訓練実施。	各参加機関
10:00～ 11:30	三朝町総合文化ホール	・スクリーニング除染訓練	・三朝町役場職員対象の原子力の基礎知識の講義とスクリーニング除染訓練実施。	三朝町 中部総合事務所
10:00～ 11:00	三朝町総合文化ホール前駐車場	・負傷者救出・除染等実働訓練	・三朝町総合文化ホールを人形峠環境技術センターに見立てて、消防、警察合同による負傷者救出、除染、救急搬送訓練を実施。	中部消防局 鳥取県警察
10:30～ 11:30	三朝町総合文化ホール	・原子力研修	・三朝町内小学生（5年生）40名に対し、原子力研修を実施。 （講師は人形峠環境技術センター職員） ・研修終了後、移動式放射能測定車（ホールボディカウンター）等を見学。	三朝町